

令和 8 年 8 月定例会

建設委員会資料
(上下水道局)

秋田市水道事業給水条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案				現 行				
目次（略） 第1条～第26条（略） （料金） 第27条（略） 2 基本料金および従量料金は、次のとおりとする。 （1）基本料金				目次（略） 第1条～第26条（略） （料金） 第27条（略） 2 基本料金および従量料金は、次のとおりとする。 （1）基本料金				
メーターの口径		料金（1月につき）		メーターの口径		料金（1月につき）		
13ミリメートル		940円		13ミリメートル		700円		
20ミリメートル		1,600円		20ミリメートル		1,200円		
25ミリメートル		3,600円		25ミリメートル		2,700円		
40ミリメートル		10,380円		40ミリメートル		7,800円		
50ミリメートル		17,690円		50ミリメートル		13,300円		
75ミリメートル		39,900円		75ミリメートル		30,000円		
100ミリメートル		66,500円		100ミリメートル		50,000円		
150ミリメートル		146,300円		150ミリメートル		110,000円		
200ミリメートル		212,800円		200ミリメートル		160,000円		
（2）従量料金				（2）従量料金				
種別および用途		区分	料金（1月につき）	種別および用途		区分	料金（1月につき）	
一般用	メーター口径20ミリメートル以下	1立方メートルから10立方メートルまで	1立方メートルにつき 74円	一般用	メーター口径20ミリメートル以下	1立方メートルから10立方メートルまで	1立方メートルにつき 55円	
		11立方メートルから20立方メートルまで	1立方メートルにつき 180円				11立方メートルから20立方メートルまで	1立方メートルにつき 135円
		21立方メートルから50立方メートルまで	1立方メートルにつき 253円				21立方メートルから50立方メートルまで	1立方メートルにつき 190円
		51立方メートルから100立方メートルまで	1立方メートルにつき 293円				51立方メートルから100立方メートルまで	1立方メートルにつき 220円
		101立方メートル	1立方メートル				101立方メートル	1立方メートル

		ル以上	につき 326円			ルから200立方メートルまで	につき 245円
						201立方メートル以上	1立方メートルにつき 271円
	メーター口径25ミリメートル以上	1立方メートルから50立方メートルまで	1立方メートルにつき 253円		メーター口径25ミリメートル以上	1立方メートルから50立方メートルまで	1立方メートルにつき 190円
		51立方メートルから100立方メートルまで	1立方メートルにつき 293円			51立方メートルから100立方メートルまで	1立方メートルにつき 220円
		101立方メートル以上	1立方メートルにつき 326円			101立方メートルから200立方メートルまで	1立方メートルにつき 245円
						201立方メートル以上	1立方メートルにつき 271円
	浴場用		1立方メートルにつき 74円		浴場用		1立方メートルにつき 61円
3 (略) 以下 (略)				3 (略) 以下 (略)			

秋田市小規模水道施設条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行																												
目次 （略） 第 1 条～第15条 （略） （料金） 第16条 （略） 2 基本料金および従量料金は、次のとおりとする。 （1）基本料金（1月につき） <table><tr><th>メーターの口径</th><th>料金</th></tr><tr><td>13ミリメートル</td><td><u>940円</u></td></tr><tr><td>20ミリメートル</td><td><u>1,600円</u></td></tr><tr><td>25ミリメートル</td><td><u>3,600円</u></td></tr></table> （2）従量料金（1月につき） <table><tr><th>メーターの口径</th><th>区分</th><th>料金（1立方メートルにつき）</th></tr><tr><td>13ミリメー</td><td>1立方メートル</td><td>74円</td></tr></table>	メーターの口径	料金	13ミリメートル	<u>940円</u>	20ミリメートル	<u>1,600円</u>	25ミリメートル	<u>3,600円</u>	メーターの口径	区分	料金（1立方メートルにつき）	13ミリメー	1立方メートル	74円	目次 （略） 第 1 条～第15条 （略） （料金） 第16条 （略） 2 基本料金および従量料金は、次のとおりとする。 （1）基本料金（1月につき） <table><tr><th>メーターの口径</th><th>料金</th></tr><tr><td>13ミリメートル</td><td><u>700円</u></td></tr><tr><td>20ミリメートル</td><td><u>1,200円</u></td></tr><tr><td>25ミリメートル</td><td><u>2,700円</u></td></tr></table> （2）従量料金（1月につき） <table><tr><th>メーターの口径</th><th>区分</th><th>料金（1立方メートルにつき）</th></tr><tr><td>13ミリメー</td><td>1立方メートル</td><td>55円</td></tr></table>	メーターの口径	料金	13ミリメートル	<u>700円</u>	20ミリメートル	<u>1,200円</u>	25ミリメートル	<u>2,700円</u>	メーターの口径	区分	料金（1立方メートルにつき）	13ミリメー	1立方メートル	55円
メーターの口径	料金																												
13ミリメートル	<u>940円</u>																												
20ミリメートル	<u>1,600円</u>																												
25ミリメートル	<u>3,600円</u>																												
メーターの口径	区分	料金（1立方メートルにつき）																											
13ミリメー	1立方メートル	74円																											
メーターの口径	料金																												
13ミリメートル	<u>700円</u>																												
20ミリメートル	<u>1,200円</u>																												
25ミリメートル	<u>2,700円</u>																												
メーターの口径	区分	料金（1立方メートルにつき）																											
13ミリメー	1立方メートル	55円																											

トルおよび 20ミリメー トル	から10立方メー トルまで	
	11立方メートル から20立方メー トルまで	<u>180円</u>
	21立方メートル から50立方メー トルまで	<u>253円</u>
	51立方メートル から100立方メ ートルまで	<u>293円</u>
	101立方メート ル <u>以上</u>	<u>326円</u>
25ミリメー トル	1立方メートル から50立方メー トルまで	<u>253円</u>
	51立方メートル から100立方メ ートルまで	<u>293円</u>
	101立方メート ル <u>以上</u>	<u>326円</u>
以下（略）		

トルおよび 20ミリメー トル	から10立方メー トルまで	
	11立方メートル から20立方メー トルまで	<u>135円</u>
	21立方メートル から50立方メー トルまで	<u>190円</u>
	51立方メートル から100立方メ ートルまで	<u>220円</u>
	101立方メート ル <u>から200立方 メートルまで</u>	<u>245円</u>
	<u>201立方メート ル以上</u>	<u>271円</u>
25ミリメー トル	1立方メートル から50立方メー トルまで	<u>190円</u>
	51立方メートル から100立方メ ートルまで	<u>220円</u>
	101立方メート ル <u>から200立方 メートルまで</u>	<u>245円</u>
	<u>201立方メート ル以上</u>	<u>271円</u>
以下（略）		

秋田市下水道条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案					現 行										
第1条～第11条（略） （使用料の額）					第1条～第11条（略） （使用料の額）										
第12条 使用料の額は、別表に定める基本使用料と使用者が公共下水道に排除した汚水の量に応じて同表に定めるところにより算定した従量使用料との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。					第12条 使用料の額は、使用者が公共下水道に排除した汚水の量に応じ、別表に定めるところにより算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。										
第13条～第26条（略） 別表（第12条関係）					第13条～第26条（略） 別表（第12条関係）										
1 水道水を使用した場合の使用料（1月につき）					1 水道水を使用した場合の使用料（1月につき）										
区域	種別	基本使用料	従量使用料		区域	種別	使用料	基本使用料	従量使用料（1立方メートルにつき）						
			汚水の量	金額（1立方メートルにつき）					汚水量	10立方メートルまでの分	10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分
処理区域	一般汚水	1,130円	10立方メートルまでの分	8円	区域	汚水	汚水量	10立方メートルまでの分	10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分	
			10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	213円				10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分		
			30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	269円				30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分			
			50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	299円				50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分				
			100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	366円				100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分					
			500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	422円				500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分						
			1,000立方メートルを超える分	499円				1,000立方メートルを超える分							
			公衆浴場汚水	1,130円				57円	公衆浴場汚水	1,130円	57円				
			処理区域以外	一般汚水				643円	10立方メートルまでの分	6円	区域以外	汚水	汚水量	10立方メートルまでの分	10立方メートルを超え30立方メートルまでの分
	10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	126円			10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分		100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分				1,000立方メートルを超える分	
30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	145円	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分			50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分		1,000立方メートルを超える分						
50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	163円	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分			100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分								
100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	199円	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分			500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分								
500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	230円	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分			1,000立方メートルを超える分										
1,000立方メートルを超える分	277円	1,000立方メートルを超える分													
公衆浴場汚水	643円	32円			公衆浴場汚水	643円	32円								

備考

1 この表において「一般汚水」とは、公衆浴場汚水以外の汚水をいう。

2 この表において「公衆浴場汚水」とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）の規定により統制額の指定を受けた公衆浴場の汚水をいう。

第1条～第11条（略） （使用料の額）					第1条～第11条（略） （使用料の額）																					
第12条 使用料の額は、使用者が公共下水道に排除した汚水の量に応じて同表に定めるところにより算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。					第12条 使用料の額は、使用者が公共下水道に排除した汚水の量に応じ、別表に定めるところにより算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。																					
第13条～第26条（略） 別表（第12条関係）					第13条～第26条（略） 別表（第12条関係）																					
1 水道水を使用した場合の使用料（1月につき）					1 水道水を使用した場合の使用料（1月につき）																					
区域	種別	使用料	基本使用料	従量使用料（1立方メートルにつき）							区域	種別	使用料	基本使用料	従量使用料（1立方メートルにつき）											
				汚水量	10立方メートルまでの分	10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分					1,000立方メートルを超える分	汚水量	10立方メートルまでの分	10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分			
処理区域	一般汚水	汚水量	10立方メートルまでの分	10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分	区域	汚水	汚水量	10立方メートルまでの分	10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分							
																				10立方メートルまでの分	10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分
																				10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分
																				30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分	
																				50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分
																				100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分		
																				500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分				
																				1,000立方メートルを超える分	1,000立方メートルを超える分					
																				公衆浴場汚水	1,020円	181円	226円	249円	305円	352円
	処理区域以外	一般汚水	汚水量	10立方メートルまでの分	10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分	区域以外	汚水	汚水量	10立方メートルまでの分	10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分						
10立方メートルまでの分																					10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分
10立方メートルを超え30立方メートルまでの分																					10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分
30立方メートルを超え50立方メートルまでの分																					30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分	
50立方メートルを超え100立方メートルまでの分																					50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分
100立方メートルを超え500立方メートルまでの分																					100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分		
500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分																					500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分				
1,000立方メートルを超える分																					1,000立方メートルを超える分					
公衆浴場汚水																					1,020円	181円	226円	249円	305円	352円
処理区域以外		一般汚水	汚水量	10立方メートルまでの分	10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分	区域以外	汚水	汚水量	10立方メートルまでの分	10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分						
	10立方メートルまでの分																				10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分
	10立方メートルを超え30立方メートルまでの分																				10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分
	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分																				30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分	
	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分																				50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分
	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分																				100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分		
	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分																				500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分				
	1,000立方メートルを超える分																				1,000立方メートルを超える分					
	公衆浴場汚水																				1,020円	181円	226円	249円	305円	352円
	処理区域以外	一般汚水	汚水量	10立方メートルまでの分	10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分	区域以外	汚水	汚水量	10立方メートルまでの分	10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分						
10立方メートルまでの分																					10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分
10立方メートルを超え30立方メートルまでの分																					10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分
30立方メートルを超え50立方メートルまでの分																					30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分	
50立方メートルを超え100立方メートルまでの分																					50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分
100立方メートルを超え500立方メートルまでの分																					100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分		
500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分																					500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分				
1,000立方メートルを超える分																					1,000立方メートルを超える分					
公衆浴場汚水																					1,020円	181円	226円	249円	305円	352円
処理区域以外		一般汚水	汚水量	10立方メートルまでの分	10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分	区域以外	汚水	汚水量	10立方メートルまでの分	10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分						
	10立方メートルまでの分																				10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分
	10立方メートルを超え30立方メートルまでの分																				10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分
	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分																				30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分	
	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分																				50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分
	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分																				100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分		
	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分																				500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分				
	1,000立方メートルを超える分																				1,000立方メートルを超える分					
	公衆浴場汚水																				1,020円	181円	226円	249円	305円	352円
	処理区域以外	一般汚水	汚水量	10立方メートルまでの分	10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分	区域以外	汚水	汚水量	10立方メートルまでの分	10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分						
10立方メートルまでの分																					10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分
10立方メートルを超え30立方メートルまでの分																					10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分
30立方メートルを超え50立方メートルまでの分																					30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分	
50立方メートルを超え100立方メートルまでの分																					50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分
100立方メートルを超え500立方メートルまでの分																					100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分		
500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分																					500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分				
1,000立方メートルを超える分																					1,000立方メートルを超える分					
公衆浴場汚水																					1,020円	181円	226円	249円	305円	352円
処理区域以外		一般汚水	汚水量	10立方メートルまでの分	10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分	区域以外	汚水	汚水量	10立方メートルまでの分	10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分						
	10立方メートルまでの分																				10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分
	10立方メートルを超え30立方メートルまでの分																				10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分
	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分																				30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分	
	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分																				50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分
	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分																				100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分		
	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分																				500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分				
	1,000立方メートルを超える分																				1,000立方メートルを超える分					
	公衆浴場汚水																				1,020円	181円	226円	249円	305円	352円
	処理区域以外	一般汚水	汚水量	10立方メートルまでの分	10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分	区域以外	汚水	汚水量	10立方メートルまでの分	10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分						
10立方メートルまでの分																					10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分
10立方メートルを超え30立方メートルまでの分																					10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分
30立方メートルを超え50立方メートルまでの分																					30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分	
50立方メートルを超え100立方メートルまでの分																					50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分
100立方メートルを超え500立方メートルまでの分																					100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分		
500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分																					500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分				
1,000立方メートルを超える分																					1,000立方メートルを超える分					

2

水道水以外の水を使用した場合の使用料（1月につき）

区域	種別	基本使用料	従量使用料	
			汚水の量	金額（1立方メートルにつき）
処理区域	一般汚水	1,130円	10立方メートルまでの分	8円
			10立方メートルを超え15立方メートルまでの分	98円
			15立方メートルを超え100立方メートルまでの分	185円
			100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	194円
			500立方メートルを超える分	208円
	公衆浴場汚水	1,130円		57円
処理区域以外	一般汚水	643円	10立方メートルまでの分	6円
			10立方メートルを超え15立方メートルまでの分	53円
			15立方メートルを超え100立方メートルまでの分	94円
			100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	101円
			500立方メートルを超える分	107円
	公衆浴場汚水	643円		32円

備考

1

この表において「一般汚水」とは、公衆浴場汚水以外の汚水をいう。

2

この表において「公衆浴場汚水」とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令の規定により統制額の指定を受けた公衆浴場の汚水をいう。

2

水道水以外の水を使用した場合の使用料（1月につき）

区域	種別	使用料	基本使用料	従量使用料（1立方メートルにつき）			
				汚水量	10立方メートルまでの分	10立方メートルを超え15立方メートルまでの分	15立方メートルを超え100立方メートルまでの分
処理区域	一般汚水	汚水量	10立方メートルまでの分	10立方メートルを 超え15立方メートルまでの分	15立方メートルを 超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを 超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超える分
		使用料	1,020円	75円	142円	149円	160円
		公衆浴場汚水	汚水量	10立方メートルまでの分	10立方メートルを超える分		
処理区域以外	一般汚水	汚水量	10立方メートルまでの分	10立方メートルを 超え15立方メートルまでの分	15立方メートルを 超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを 超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超える分
		使用料	1,020円	48円			
		公衆浴場汚水	汚水量	10立方メートルまでの分	10立方メートルを超える分		
処理区域以外	一般汚水	汚水量	10立方メートルまでの分	10立方メートルを 超え15立方メートルまでの分	15立方メートルを 超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを 超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超える分
		使用料	577円	45円	80円	86円	91円
		公衆浴場汚水	汚水量	10立方メートルまでの分	10立方メートルを超える分		
処理区域以外	一般汚水	汚水量	10立方メートルまでの分	10立方メートルを 超え15立方メートルまでの分	15立方メートルを 超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを 超え500立方メートルまでの分	500立方メートルを超える分
		使用料	577円	27円			
		公衆浴場汚水	汚水量	10立方メートルまでの分	10立方メートルを超える分		

備考

1

一般汚水とは、公衆浴場汚水以外の汚水をいう。

2

公衆浴場汚水とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令の規定により統制額の指定を受けた公衆浴場の汚水をいう。

秋田市農業集落排水施設条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 案			現 行						
第 1 条～第14条 （略） （使用料の額）			第 1 条～第14条 （略） （使用料の額）						
第15条 使用料の額は、別表第 2 に定める基本使用料と使用者が施設に排除した汚水の量に応じて同表に定めるところにより算定した従量使用料との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。			第15条 使用料の額は、使用者が施設に排除した汚水の量に応じ、別表第 2 に定めるところにより算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。						
第16条～第23条 （略）			第16条～第23条 （略）						
別表第 1 （略）			別表第 1 （略）						
別表第 2 （第15条関係）			別表第 2 （第15条関係）						
1 水道水を使用した場合の使用料（ 1 月につき）			1 水道水を使用した場合の使用料（ 1 月につき）						
基本使用料	従量使用料		使用料						
	汚水の量	金額（ 1 立方メートルにつき）	基本使用料		従量使用料（ 1 立方メートルにつき）				
			汚水量10立方メートルまで	汚水量10	汚水量30	汚水量50	汚 水 量	汚 水 量	汚 水 量
1,130円	10立方メートルまでの分	8円	汚水量10立方メートルまで	汚水量10	汚水量30	汚水量50	100立方	500立方	1,000立方

	10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	213円
	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	269円
	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	299円
	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	366円
	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	422円
	1,000立方メートルを超える分	499円

2 水道水以外の水を使用した場合の使用料（1月につき）

基本使用料	従量使用料	
	汚水の量	金額（1立方メートルにつき）
1,130円	10立方メートルまでの分	8円
	10立方メートルを超え15立方メートルまでの分	98円
	15立方メートルを超え100立方メートルまでの分	185円
	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	194円
	500立方メートルを超える分	208円

基本使用料	使用料				
	従量使用料（1立方メートルにつき）				
汚水量10立方メートルまでの分	汚水量10立方メートルを超え15立方メートルまでの分	汚水量15立方メートルを超え100立方メートルまでの分	汚水量100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	汚水量500立方メートルを超える分	
	え15立方メートルまでの分	え100立方メートルまでの分	え500立方メートルまでの分	ええる分	
	75円	142円	149円	160円	
1,020円					

秋田市地域下水道条例新旧対照表（第3条関係）

改 正 案	現 行																																										
第 1 条～第13条 （略） （使用料の額） 第14条 使用料の額は、別表第 2 に定める基本使用料と使用者が地域下水道に排除した汚水量に <u>応じて同表に定めるところにより算定した従量使用料との合計額</u> に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に 1 円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。 第15条～第24条 （略） 別表第 1 （略） 別表第 2 （第14条関係） 1 水道水を使用した場合の使用料（1 月につき）	第 1 条～第13条 （略） （使用料の額） 第14条 使用料の額は、使用者が地域下水道に排除した汚水量に応じ、別表第 2 に定めるところにより <u>算定した額</u> に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に 1 円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。 第15条～第24条 （略） 別表第 1 （略） 別表第 2 （第14条関係） 1 水道水を使用した場合の使用料（1 月につき）																																										
<table><tr><th rowspan="2">基本使用料</th><th colspan="2">従量使用料</th></tr><tr><th>汚水量</th><th>金額（1 立方メートルにつき）</th></tr><tr><td rowspan="4">1,130円</td><td>10立方メートルまでの分</td><td>8円</td></tr><tr><td>10立方メートルを超え30立方メートルまでの分</td><td>213円</td></tr><tr><td>30立方メートルを超え50立方メートルまでの分</td><td>269円</td></tr><tr><td>50立方メートルを超え100立方メートルまでの分</td><td>299円</td></tr></table>	基本使用料	従量使用料		汚水量	金額（1 立方メートルにつき）	1,130円	10立方メートルまでの分	8円	10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	213円	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	269円	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	299円	<table><tr><th colspan="7">使用料</th></tr><tr><th>基本使用料</th><th colspan="6">従量使用料（1 立方メートルにつき）</th></tr><tr><td>汚水量10立方メートルまでの分</td><td>汚水量10立方メートルを超え30立方メートルまでの分</td><td>汚水量30立方メートルを超え50立方メートルまでの分</td><td>汚水量50立方メートルを超え100立方メートルまでの分</td><td>汚水量100立方メートルを超え500立方メートルまでの分</td><td>汚水量500立方メートルを超える分</td><td>汚水量1,000立方メートルを超える分</td></tr><tr><td>1,020円</td><td>181円</td><td>226円</td><td>249円</td><td>305円</td><td>352円</td><td>427円</td></tr></table>	使用料							基本使用料	従量使用料（1 立方メートルにつき）						汚水量10立方メートルまでの分	汚水量10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	汚水量30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	汚水量50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	汚水量100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	汚水量500立方メートルを超える分	汚水量1,000立方メートルを超える分	1,020円	181円	226円	249円	305円	352円	427円
基本使用料		従量使用料																																									
	汚水量	金額（1 立方メートルにつき）																																									
1,130円	10立方メートルまでの分	8円																																									
	10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	213円																																									
	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	269円																																									
	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	299円																																									
使用料																																											
基本使用料	従量使用料（1 立方メートルにつき）																																										
汚水量10立方メートルまでの分	汚水量10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	汚水量30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	汚水量50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	汚水量100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	汚水量500立方メートルを超える分	汚水量1,000立方メートルを超える分																																					
1,020円	181円	226円	249円	305円	352円	427円																																					

	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	366円
	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	422円
	1,000立方メートルを超える分	499円

2 水道水以外の水を使用した場合の使用料（1月につき）

基本使用料	従量使用料	
	汚水量	金額（1立方メートルにつき）
1,130円	10立方メートルまでの分	8円
	10立方メートルを超え15立方メートルまでの分	98円
	15立方メートルを超え100立方メートルまでの分	185円
	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	194円
	500立方メートルを超える分	208円

1,020円	181円	226円	249円	305円	352円	427円
--------	------	------	------	------	------	------

2 水道水以外の水を使用した場合の使用料（1月につき）

使用料				
基本使用料	従量使用料（1立方メートルにつき）			
汚水量10立方メートルまでの分	汚水量10立方メートルを超え15立方メートルまでの分	汚水量15立方メートルを超え100立方メートルまでの分	汚水量100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	汚水量500立方メートルを超える分
1,020円	75円	142円	149円	160円

改 正 案

第 1 条～第21条 （略）
（使用料の額）
第22条 使用料の額は、別表に定める基本使用料と使用者が個別排水処理施設に排除した汚水の量（以下「汚水量」という。）に応じて同表に定めるところにより算定した従量使用料との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
第23条～第31条 （略）
別表（第22条関係）
1 水道水を使用した場合の使用料（1月につき）

基本使用料	従量使用料	
	汚水量	金額（1立方メートルにつき）
1,130円	10立方メートルまでの分	8円
	10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	213円
	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	269円
	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	299円
	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	366円
	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	422円
	1,000立方メートルを超える分	499円

2 水道水以外の水を使用した場合の使用料（1月につき）

現 行

第 1 条～第21条 （略）
（使用料の額）
第22条 使用料の額は、使用者が個別排水処理施設に排除した汚水の量（以下「汚水量」という。）に応じ、別表に定めるところにより算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
第23条～第31条 （略）
別表（第22条関係）
1 水道水を使用した場合の使用料（1月につき）

使用料						
基本使用料	従量使用料（1立方メートルにつき）					
汚水量10立方メートルまでの分	汚水量10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	汚水量30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	汚水量50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	汚水量100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	汚水量500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	汚水量1,000立方メートルを超える分
	181円	226円	249円	305円	352円	427円

2 水道水以外の水を使用した場合の使用料（1月につき）

基本使用料	従量使用料	
	汚水量	金額（1立方メートルにつき）
1,130円	10立方メートルまでの分	8円
	10立方メートルを超え15立方メートルまでの分	98円
	15立方メートルを超え100立方メートルまでの分	185円
	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	194円
	500立方メートルを超える分	208円

使用料				
基本使用料	従量使用料（1立方メートルにつき）			
汚水量10立方メートルまでの分	汚水量10立方メートルを超え15立方メートルまでの分	汚水量15立方メートルを超え100立方メートルまでの分	汚水量100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	汚水量500立方メートルを超える分
1,020円	75円	142円	149円	160円

請願・陳情		令和8年8月市議会提出分		新規・継続
受理番号	受理年月日	件 名	請願・陳情者名	
69	令和8年 8月 24日	上下水道料金の値上げ撤回について	秋田市南通築地1-24 秋田生活と健康を守る会 会長 後 藤 和 夫	
請願・陳情の要点			左に対する措置等	
上下水道は生命維持に不可欠なインフラであり、約40%という大幅な値上げは低所得者や年金生活者などの家計に大きな打撃となる。スタジアム事業等に充てる財源を上下水道へ回し、料金・使用料の据え置きや値上げ撤回を求める声がある。憲法や地方自治法、水道法の規定に照らし、上下水道料金は本来、国や市の責務として公費負担・補助すべきであるほか、地方公営企業法においても、企業の独立採算制は、一般会計の負担区分をのぞいた部分についての採算と解釈されている。ついては、秋田市民全ての生命維持のために、下記事項について陳情する。 記 1 一般会計からの繰入れにより必要な予算を確保し、上下水道料金の値上げを撤回すること。 2 憲法第25条第2項、地方自治法第1条の2及び水道法第2条等の趣旨に鑑み、水道事業会計及び下水道事業会計に、公衆衛生の向上及び増進に努める責務にふさわしい予算を措置すること。			1項 上下水道事業は、地方公営企業法第17条の2第2項により、独立採算制を原則としており、持続可能な事業運営と使用者間の負担公平性を確保することが前提となっている。 また、本市の一般会計においても、人口減に伴う税収減等により、行政課題に対応するための財源には限りがある。 以上より、料金改定で見込む増収分と同等の財源として、一般会計繰入金の充当は困難と認識しているが、利用者負担の激変緩和措置については、国交付金の動向等も踏まえ、財源確保や具体的な手法を引き続き検討していく。 2項 関係法令の主旨に基づき、これまでも老朽化施設の計画的な更新や耐震化をはじめ、安全・安心な水供給および確実な汚水処理を継続するため、適切な予算措置と経営管理に努めてきた。 今後も、人口減少や物価高騰などの厳しい経営環境が見込まれるが、計画的かつ適切な予算措置に努める。	